

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	1
【議案第4号】 工事請負契約の締結について	1
【陳情第3号】 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情.....	2
【陳情第4号】 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を 求める陳情.....	8
【委員長報告】	9
【閉会】	9

1 日 時

令和5年6月15日（木）午前8時56分～午後2時20分

2 場 所

議場

3 出席委員（7名）

委員長 宮本 莊山

副委員長 掛下 法示

委 員 渡邊 英子、齋藤 典子、高瀬 由子、小林 勇治、佐貫 薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（10名）

(1) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

(2) 健康増進課（2人）

①健康増進課長 高橋 理子

②国保医療担当 高瀬真由美

(3) 農林課（1人）

①農林課長 村上 治良

(4) 商工観光課（1人）

①商工観光課長 小林 徹

(5) 教育総務課（3人）

①教育総務課長 佐藤 裕司

②教育監 小原 智江

③管理担当 矢野 厚夫

(6) 生涯学習課（2人）

①生涯学習課長 佐藤 賢一

②スポーツ推進室 谷中 博和

6 担当書記

粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第4号】工事請負契約の締結について

【陳情第3号】現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情

【陳情第4号】「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める陳情

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しており、会議は、成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (8:56)

○委員長 この委員会に付託された案件は、議案第4号、陳情第3号及び陳情第4号の3件である。

なお、説明に当たり、執行部には簡潔な御説明をお願いします。

【議案第4号】工事請負契約の締結について

○委員長 はじめに、議案第4号を議題とする。

○教育総務課長（佐藤裕司）

（「議案書」10ページにより説明）

○委員長 これより議案第4号に対し質疑を行う。質疑はないか。

（なし）

○佐貫委員 工事については了解した。

一つ確認する。工期が2月10日までと伺った。この長寿命化改修工事の間、子どもたちがこの体育館を利用する状況と、代替施設があるのかどうかなど、運用について伺う。

○教育総務課長 まず、内部アリーナの工事は、夏休み期間中に行うということである。部活動の関係もあり、バスケットボール・バレーボール・卓球は男女ともあるが、代替施設で実施できるよう、現在利用調整を行っている。

具体的には、バスケットボールは泉体育館、バレーボール及び卓球は矢板小学校体育館で行えるよう調整をしている。

なお、アリーナ部分の改修に関しては、子どもたちの授業等に影響が出ない夏休

み期間中に行うよう配慮している。

○佐貫委員 了解した。泉という話があったが、部活の移動手段とかの担保はどのよう
に考えているのか。

○委員長 暫時休憩する。 (9 : 0 1)

○委員長 再開する。 (9 : 0 3)

○教育総務課長 移動手段については、スクールバスでの移動を検討している。

○佐貫委員 工期中についても、生徒さんたちの負荷はほぼないという認識でいい
か。

○教育総務課長 そのとおりである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は原案のとおり可決された。

【陳情第3号】 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情

○委員長 次に、陳情第3号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたいと思う。意見はないか。

○佐貫委員 この陳情は、健康保険証紙ベース等々の健康保険証とマイナ保険証の併
用を、当分の間、続けてくださいという趣旨かなと認識しているが、続けることの

メリットとデメリットはあるか。

○健康増進課長（高橋理子） 続けることのメリットというのは、国のほうでは、現状の健康保険証を廃止し、その代わりにマイナンバーカードを利用した保険証に一本化していくという方針が出ている。

マイナンバーカードに保険証を紐付けない方もしくはマイナンバーカードをお持ちになっていない方に関しては、健康保険証の代わりに、資格確認書というものを別途、国のほうでは発行するという事で進めているので、健康保険証をこのまま続けていくというものは、今のところ国の方では想定していないということになっている。

○佐貫委員 その運用で、資格確認書の認識としては、従来の紙ベースの健康保険証の代替になるものという認識でいいのか。

○健康増進課長 基本的にはマイナンバーカードで進めていくという、それは市のほうでもこれから周知して、そちらを利用していただくという形にはなるが、どうしてもそちらをお使いにならない、なれないという方もいらっしゃると思うので、その場合に資格確認書を発行するという形になる。

○佐貫委員 マイナンバーカードがどうしても嫌という方には、ちゃんとこういう資格確認書がつくれるという案内はプッシュ型でいくという認識でいいか。

○健康増進課長 そのとおりである。マイナンバーカードがない方に関しては確認をして、自動でお送りするという形になっていく。

○佐貫委員 この陳情の言葉が難しいなと思っていて、陳情は健康保険証って書いてあって、揚げ足取りみたいになってしまうのもあれかなと思っているが、併用が今できている状況だと。なので、さらにこれを採択するとなると、屋根の上に屋根付けるみたいな状況になってしまうと思うので、今のままでいけてるということか。

○健康増進課長 今年の12月2日以降が保険証の廃止という形になるので、資格確認書についてはそれ以降に発送することになる。国民健康保険証の場合、保険証の発

行は12月2日以降できないが、来年の令和7年7月31日で期限が終了するため、この期限までは使えるという形になっているので、12月2日以降は資格確認書の発行という形になるということになる。

現在はまだ国民健康保険証を、来年の7月までの分として発行するという形になる。

○佐貫委員 この陳情された方の趣旨としては、併用は健康保険証が名前としては廃止されるが、紙ベースというかそういうものもあるから、「全てがマイナンバーではないから安心してくださいね」ということと理解した。

○委員長 ほかに意見はありませんか。

○副委員長（掛下法示） 私としては個人的には、全面切換えは賛成するものの、国民とか市民の全体の動きとしては、併用が8割なり9割ぐらいちょっといろんなテレビとか見ると意見を持っていることから、あまりにも12月は拙速すぎるので、少なくとも当面の間っていうのはもう1年程度は、今の運用を生かしながら、切換えにはもっと国民の合意形成をもう少し考えながらやるほうが、国民全体の意見かなと思っているので、政府の動きそのもので市は動くのが当然だが、政府の動きそのものが、ちょっと拙速すぎると思っているので、併用が実態に合っていると思っている。

したがって答えは、この意見書のとおりの方がいいのかなと思っている。

○佐貫委員 議員間討議みたいになってしまうが、多分今の話については、併用できるという課長のお話があった。名前は変わるが、健康保険証という名前は変わるが、どうしてもマイナカードが嫌という方は紙ベースのものが使える。つまり、副委員長の一本化するという話ではなく、今と何も変わらないのですよね。

○副委員長 いやだから、逆に言うと、何も変わらないのであれば、今のままいけばいいと思ってるところもあるので、なぜ、わざわざ紙ベースにする必要があるのかなという思いもある。

○佐貫委員　そこ話してしまうと国の話になってしまう。

○副委員長　これ、国に対する意見書だから、その疑問があるのだけど、何も変わらなければ今のままでよいと思う。別にソフトのお金もかからないのだし、あえてお金をかけて直そうとしてるから、何も変わらないのであれば今のままのほうが、いいのではないかなという素直な気持ちなのだけど。

○委員長　意見だけでよろしいか。

○副委員長　はい。

○渡邊委員　今までの保険証が資格確認書に変わるということ、要するに保険証が配付されていたけれども、それが後の資格確認書が保険証と同じような形で、紙ベースで使えるということでしょうか。

○委員長　暫時休憩する。 (9 : 1 2)

○委員長　再開する。 (9 : 1 4)

○健康増進課長　今、国ではマイナンバーカードに一本化していくという方針である。

この資格確認書っていうのは、健康保険証ではなくて、その方がどういう保険の資格をお持ちなのかという確認書という形になる。国民健康保険は、期限が有効期限があるものになる。

あくまでも国は、マイナンバーカードで進めていくということなので、それを、どうしてもお持ちになれない、ならない方については、その方が入っている保険についての確認ができるものを別途発行するという形になるので、ただ窓口でお使いになる分には、変わらずその負担割合でかけられるということになる。

○渡邊委員　その内容の資格確認書のというものの内容には理解した。

私はマイナンバーカード1本にするのは大賛成である。

多分、高齢者の方たちってどっちかというと、同じく紙のものが使えばそれでいいやという方が結構いらっしゃるし、番号を持ってそのマイナンバーのあれでやる

ということに対しての理解も多分なかなかされていない方が多いと思うのと、あとはやっぱりどちらかという高齢者の方が、医療機関にかかる頻度とかは多いと思うので、だからその辺に関して、よく理解できるような周知方法というのも考えていただきたいと思う。

○小林委員 そのマイナンバーカードの中にはいろんな機能があって、そして今回の機能の中に保険証と連動させるということになる。ということは、私は、この保険証をマイナンバーで使えるというのをちゃんと、自分が手続きして接続すると思うが、もしこの法案が通ると、それがもう自動で、国サイドで連動するようになってしまうのか。

○健康増進課長 マイナンバーカードへの保険証の紐付けについては、自分でやっていただく。自動でなるものではない。

○小林委員 そうすると、保険証としてマイナンバーを使うというのは、個人の判断でできるってということか。ということであれば、私はこの陳情の「両立して使えている」ということで、それがいいのかなと思う。

なぜかという、私もパンデミック条約が今回先送りになった。その条約の中にはこの保険証のこともあり、デジタル化にして全てのものが、3か国が全て閲覧できるように、個人情報も全て流れるような記載がされている。

そして個人の保険状況、そういうものも全部把握できるようにというふうになっている。であるから、各締約国はそれを進めるようにというのがWHOから来ている。そういうことを考えると、この辺の個人の治療状況、それから出国するっていうときに、その人の移動状況、そういうものも全部把握できるように使用しなさいという内容になっている。

今回これを両立できるという意見書であるから、現在そういうことでできるし、また最終的なところで、紐づけは個人の判断でできるという、その辺のことを伺ったので、この陳情についてはこのまま…そういうふうに感じた。

○副委員長 保険証については国民健康保険証と、大手の、例えばシャープであればシャープの保険証とか、あるいは中小企業については、別な社会保険証がある。

それぞれが、もう国民健康保険でなくて、民間の保険証も全部やめる扱いになるのか。

○健康増進課長 マイナンバーカードに保険証を紐付けない方に関しては、民間であっても社会保険であっても、資格確認書を発行するという形になる。

○副委員長 民間の場合、仕事が変わったり辞めたりしたら、保険証そのものがもうぱっと変わったりする。その後2週間ぐらいの間に、その辺の今のこの資格確認書との関係で、リアルタイムに連動できるようなシステム構築されているかどうか。

(「国の所管だ」という者あり)

○委員長 暫時休憩する。 (9 : 2 1)

○委員長 再開する。 (9 : 2 2)

○委員長 ほかにありませんか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わりとする。

○委員長 暫時休憩する。 (9 : 2 2)

○委員長 再開する。 (9 : 2 3)

○委員長 これより採決する。

陳情第3号は、不採択とすることに御異議ないか。

○副委員長 採択、不採択意見が二つあるので、起立により採決したほうがよいと思う。

○委員長 それでは異議があるようなので、起立により採決する。

○小林委員 この陳情は、ここに「記」のところ書いてあるように、「健康保険証廃止を見直し、当面の間はマイナ保険証と現行の保険証の両立を行い、その選択は国民ひとりひとりの意思に任せることとして存続させること」で、これは現在この状

態であるので、改めてこれを採択する必要はないという意味か。

あるいは、この文面のとおりのことをやっていただくなら採択なのだが、私は先ほど意見申し上げたように、現状のように、個人の自由ができるということなのだが、そこで不採択ということは、これはもう既に現状してるから、意見書を上げる必要はないという意味での採択であるということか。

○委員長　そういう判断である。

○委員長　御異議があるので起立により採決する。

不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長　起立多数である。したがって陳情第3号は不採択とすることに決定した。

【陳情第4号】「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○委員長　次に、陳情第4号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様のご意見を伺いたいと思う。意見はないか。

○副委員長　最低賃金が地方によって金額が変わるというのは、なかなか格差があるということで、昔から問題だと思っていたので、こういう全国一律の考え方のほうが、格差を是正という意味ではいいんじゃないかなというふうに思った。

○委員長　暫時休憩する。(9:01)

○委員長　再開する。(9:03)

○委員長　ほかに意見はないか。

○佐貫委員　全国一律、確かにメリットもあるかなと思うが、直ちにはなかなか難しいというのが一つ。現実問題として首都圏との物価格差もあるなかで、一律というのが、現状は合理的ではないのかなと思う。

○渡邊委員 一律というのは理想ではあると思うが、やはり企業によっては利益率や、雇用の中身によっても、なかなか一律にするというのは難しい部分もあるかなと考えている。なので、企業を守るということも考えていかなければならないので、ちょっとここは難しいのかなっていうふうに私は感じている。

○委員長 ほかに意見はないか。

(な し)

○委員長 なければ、これで終わりとする。

○委員長 暫時休憩する。 (9 : 3 1)

○委員長 再開する。 (9 : 3 1)

○委員長 これより採決する。

陳情第4号は、不採択とすることに御異議はないか。

○副委員長 異議あり。

○委員長 御異議があるので起立により採決する。

不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。したがって陳情第4号は不採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。 (9 : 3 9)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長